

【韓国】対日抗争期強制動員委員会の存続期間延長

菊池 勇次

(本稿は、海外立法情報課が執筆を依頼したものである。)

* 2012年11月22日、韓国国会本会議において、日本統治期における強制動員被害者に対する慰労金及び支援金支給申請の未処理分を処理するため、国務総理の下におかれた対日抗争期強制動員委員会の存続期間を2013年6月30日まで延長する同意案が可決された。

対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会(以下「委員会」)は、「対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等の支援に関する特別法」(2010年3月制定。以下「特別法」)の規定により設置された政府委員会であり、1938年4月1日から1945年8月15日までの間に国外に動員された軍人、公務員、労務者、慰安婦等に関する真相調査及び被害調査を通じ、犠牲者及び遺族を確認し、決定し、日本等の海外に散在する遺骨を収集する一方、委員会が認定した犠牲者及び遺族に人道的観点からの慰労金等を支給する業務等を所管している。

委員会の前身は、「日帝強占下強制動員被害真相糾明委員会」(2004年11月設置)及び「太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者支援委員会」(2007年12月設置)であり、前記特別法により両委員会が一本化され、現在の委員会が設置された。

委員会の存続期間は、当初2011年12月31日までとされていたが、被害調査及びサハリン地域における遺骨収集事業が不十分であるとの理由から、2011年8月の法改正により、2012年12月31日まで存続期間が延長された。また、特別法第19条第1項には、「委員会の業務を完了することが困難な場合には、国会の同意を得て、6か月以内の範囲において2回に限り、存続期間を延長することができる」との規定があり、今回の延長同意案は、この規定に基づいて韓国政府が提出したものである。

延長同意案は、2012年11月7日に提出された後、特に異論なく、同年11月21日に行政安全委員会を通過し、11月22日に本会議で可決された。

なお、今回可決された延長同意案には、2回目の延長はせず、残務については2013年7月1日から行政安全部に移管して処理する予定である旨明記されており、委員会は財団に移行し、釜山に日帝強制動員歴史記念館が開館する予定となっている。

参考文献(インターネット情報は2012年12月17日現在である。)

- ・「対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会存続期間延長同意案」<<http://likms.assembly.go.kr/filegate/servlet/FileGate?bookId=823948D3-277D-6CA8-9579-EAA7903E1BDF&type=1>>
- ・「対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会存続期間延長同意案検討報告書」<<http://likms.assembly.go.kr/filegate/servlet/FileGate?bookId=E4380CB6-C987-D288-DC9D-C4C877EDA783&type=1>>